

2008. 2. 20

淀川流域委員会委員 岡田憲夫

**[計画策定] 「原案」総括審議の論点についての意見**

次の項目についても審議と検討が必要と考える。

計画原案の冒頭における「河川整備策定に当たっての計画基本的考え方」の中で、「Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時進捗状況を点検して、必要に応じて見直しをするものとする。進捗状況の点検に当たっては流域委員会の意見を聴く」としている。これは本原案の性格を規定する新しい考え方で、高く評価できる。問題はその具体的手順や仕組みとその実施・実現を保証する方法が明確でない点である。この意味で総括審議において問題とすべきは以下の点にある。

1. 整備計画の対象期間は概ね 20～30 年であることが明記されているが、それでは上記の PDCA サイクルは何年程度を(基本的循環)単位として行うのか。たとえば対象期間内で 5 年程度を基本として何サイクルかの繰り返しが必要になると考えられるが、そのように判断してよいのか。これは事業評価という形で流域委員会に報告されると理解してよいのか。むしろ事業評価のあり方や具体化の基本的な方法についても委員会は意見を提示すべきではないか。
2. 「計画の具体的施策で「実施する」と記述している施策は、本計画期間に速やかに実施するものであり、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討していくものであり、検討結果が出た時点で、整備計画の変更を行うものとする。」と説明されている。これによれば、「実施する」と記述している施策は、「速やかに実施する」(速効性が求められるという意味で実施を優先すべきこと)なのであって、PDCA サイクルによる点検・評価の対象にはならないということのように解釈できる。この解釈が妥当なのか、それとも「実施する」と記述している施策も、PDCA サイクルによる点検・評価の対象とすると解釈するのが妥当なのか。そのいずれかによって、これまで議論してきた個別の施設整備は「実施する」としていても、5年程度の点検期間での進捗状況や社会状況の変化によっては、必要に応じて見直しがあり得ると判断されることになる。
3. PDCA サイクルによる点検・評価を真に実践可能にするためには、事業評価システムを明確化するとともに、点検・評価の基準や、計画の5年程度の達成目標や達成方法を事前にルールとして決定し、導入することが不可欠になる。
4. 節水型社会を目指す記述の中で、「異常渇水時には、ハード・ソフトの両面で対策を講じる」とあるが、「ソフト」の対策を具体的にどのように担保するのかについて、達成目標や達成方法を明記した「行動計画(action plan)」が骨子として欠如している。このことは、水需要管理に関わらず、治水における土地利用対策や情報サービス施策、環境における順応管理(adaptive management)のスキーム導入などにおいても当てはまる。

### 「説明責任」という言葉の使い方についての本委員の違和感と意見

当委員会では、現段階において、「河川管理者は十分な説明責任を果たしていない」という意見が大勢を占めているように判断されるが、本委員は、必ずしもそうは考えない。

これまでの膨大な質問項目に対する河川管理者の回答作業にかけた時間と労力は膨大なものである。この意味では量的な説明責任はそれなりに為されたとも考えられる。しかし質的に高い、効果的な説明が委員になされ、適切なやり取りができてきているかという意味では、必ずしもそうではないと、本委員も判断せざるを得ない。しかし、それはむしろ説明が説得的ではない、つまり「説明の説得性」が相当に不足しているということではなかろうか。

しかしながら指摘すべきは以下の点にあるのではなかろうか。本委員は以下の点で河川管理者のこれまでの応答は肝心なところで、「ある種のぼかしやズラシ」を繰り返しており、それが温度差はあるものの、各委員に対しても共通にコミュニケーションが円滑に進まない苛立ちを引き起こしていると考え。つまり「論点があまりかみ合っていない」という感がいなめない。特に、河川管理者は治水・利水・利用の考え方を転換するために積極的な施策を推進するという明確な意思と具体的な方策を提示していない。

なお「説明責任」がどこまで達成されたのかという議論は、PDCAサイクルをふまえた点検・評価システムの整備と、そのための情報が適切に開示されることが不可欠であり、計画の達成目標や達成方法が事前に示され、それをモニターし、点検・評価する基準がルールとして安定的に適用される条件が整えられることが必要である。このようになって初めて第三者の目からある種の客観性をもって「説明責任の妥当性」が判定できるようになると期待される。その意味では、本流域委員会の議論がそのような枠組み・ルールづくりに今後活かされて初めて、将来は、より適切な形で「説明責任は十分に(量的・質的に)なされたか」が問えるのだと考える。本委員会はこのような観点からの提言も盛り込むのが良いのではないかと考える。